

徳島県三好郡東みよし町議会

事績1 政策づくりと監視機能を十分に発揮している議会

本町議会は、平成18年3月1日合併時に本町の議員定数については、合併協議会の中で十分な協議検討を重ね、新しい町としてのあるべき定数として16人で出発し現在に至っているが、人口の減少や、議員のなり手不足、議員定数の考え方や、時代に合わせた議会のあるべき姿を検討協議していくため、平成28年3月から議会改革特別委員会を立ち上げ、幾度となく会議を行い、8月には、議会改革の先進地への視察研修を実施するなど、日々、議会の自己改革に取り組んでいる。

また、平成23年3月11日、東日本大震災が発生し、東北地方に甚大な被害をもたらした。この時当町からも職員を派遣していた関係で、平成24年10月に宮城県の女川町へ災害時における議会の対応と、復興計画の状況について視察調査を実施した。

この調査結果を踏まえ、今後の政策立案や、監視機能強化のため、議会や議員としての防災時の対応を学ぶため、当町議会だけでなく、もっと広範囲での学びとするため、美馬郡・三好郡合同で、「議会と防災」について有識者の講演を受けた。

決算審査に関しては、各委員会ごとに行っているが、議会として特に各種事業に関しては、より深く内容と費用対効果、計画性の検証を行う為、今年より、各常任委員会での町側の説明時に、主要施策成果報告書（事務事業評価シートから作成）も活用し、事業内容に関してのチェック体制の充実強化に努めている。

各常任委員会においては、議事の内容をより深く検討協議するため、参考人制度を活用

し、専門分野に関する知識習得のため、各常任委員会においては、所管事務調査としての視察研修を実施している。

一般住民その他からの請願陳情については、郵送等提出方法に関係なくすべて受付を行うこととし、議会運営委員会前日を締め切りとして、議会運営委員会ですべて協議し、各常任委員会へ付託を行い、採択されれば議会最終日の発議案として提出、議決を経れば速やかに意見書を提出するよう、議会としての取り組み方を強化しており、今後の政策づくりへの一助としている。

事務局職員についても、1年から2年で局長が退職する等の状況であったため、町議会の活動強化及び事務局職員の専門性の向上のため、常に長期在任が可能な者の着任を要望している。

2 住民に開かれた議会

住民に開かれた議会を目指し、議会の日程については、議会運営委員会ですべて決定次第、町のホームページのカレンダーに掲載し、前日には、各戸に設置されている告知端末を使用して議会の日程を周知している。

また、年4回の本会議の開会及び閉会については、町内全戸にはりめぐらさ

れたCATVを利用し、平成23年9月議会よりライブ中継を実施し、現在に至っている。

そして、ライブ中継終了後も5日間に渡り、24時間繰り返し再放送を実施しており、住民にとっては、いつでも自分の好きなときに議会中継が見られる状況を作っている。

CATVによる放送のほかにも、インターネットによるオンデマンド放送も平成24年8月議会より実施し、一般質問の部分については、会議名、議員名、条件による検索が出来るシステムを、平成27年から導入するなど、繰り返し各メディアにおけるライブ中継を行い、町民に対して出来るだけ議会の情報を公開すべく、努力している。

議会広報紙「東みよし町議会だより」については、特別委員会委員のみで編集作成発行までの一連の作業を行い、年4回定例会ごとの分を発行している。

本会議が終わると、特別委員会を開催し、一般質問部分の会議録により、各質問者に記事の作成を依頼し、前回広報作成後における議会の活動や町の動きについて、各委員で担当を決めて取材を行い、記事の原稿が出来ればまた集まって編集作業をし、表紙の写真についてもテーマを決め、各委員で撮影し持ち寄った上で協議決定している。最終的な印刷会社とのやりとりと、ゲラの修正まで委員のみで行なっている。そのため内容は、たとえば町税の滞納状況すべての公開や、予算の状況、議案審議の賛否状況、一般質問の要旨も含めた内容等、議会の出来事のすべてを掲載し、町民への周知を図るべく努力している。そして、配布方法は町の広報紙と一緒にいき、町内のコンビニやその他の施設にも置いておくことにより、誰もが手に取って見ることが出来るように工夫している。

CATVによる放送を行っているため、議員の意識も変わり、一般質問の時には質問者側、答弁者側共に視聴者にもわかりやすくするため、出来るだけいろいろと工夫を凝らしたフリップを使用するよう努力している。

3 地域振興のために特別な取組みをした議会

当町は、2町合併のため、元の2つの町は、吉野川で接しており、逆に言えば、東みよし町の中心を吉野川が流れていて、その流域には堤防のない地区が多く残り、毎年のように台風時期になれば被害の出ないことを祈るばかりで、平成16年には台風23号により、戦後最大流量を記録し、家屋の床上浸水等の甚大な被害があり、平成23年9月の台風15号でも家屋浸水被害が発生した。これら無堤地区への河川整備としての堤防建設については、合併する前から合併後の新しい町になっても、住民からの悲願であり、議会としても出来る努力は惜しまないという考え方の中で、議会の長期方針として、吉野川堤防建設促進特別委員会を合併後や、改選にかかわらず現在まで引き続き設置し、毎年必ず委員会による現地調査を行い、要望書について本会議へ発委し、本会議にて議決後、県はもとより地元代議員、国土交通省、財務省への町を挙げての要望活動を実施している。

その甲斐あってかどうか、平成26年には

、加茂第一箇所が完成し、引き続き加茂第二箇所への事業着手が決定し、続けて改修工事が始まるなど住民の願いが少しずつ形となってきている。この件に関しましては、特に議会一丸となつての、ぶれることのない粘り強い活動を

、長期に渡って続けて行くことがいかに重要であるかということ、議員一同十分識しており、今後においても地域振興にも繋がる河川整備の早期完成を目指して、議会としての努力を続けていきたい。